

NEWS LETTER

Vol**49**

お客さまとともに

2018年1月号



法人成りのすすめ 最強の節約術

CONTENTS

法人成りのすすめ

最強の節約術 ~ 〈企業型〉 確定拠出年金 ~

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187



法人成りのすすめ

～個人事業を法人化するメリットとデメリット～

個人で事業を始められた方、これから起業をお考えの方、法人成り（個人事業の法人化）の検討をしてみませんか？株式会社を設立して、法人成りをする場合はメリットとデメリットをご紹介します。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 給与所得控除が増える。 役員として役員報酬を受け取れば、給与所得となり、所得税で給与所得控除が使えます。控除額は収入金額に応じて、65万～上限220万となります。（平成29年分） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人の設立にコストがかかる。 法務局での法人設立登記が必要となり、定款・認証手数料や登録免許税がかかります。また、司法書士などの専門家への報酬もかかります。
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費税が最大2年間免除される。 法人成りの場合は、消費税上は新しい事業者となるため、最大で2事業年度、消費税が免除される場合があります。資本金や決算月、事業内容によって条件が異なる為、事前にご相談ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会保険への加入が義務付けられる。 個人事業で雇用者が常時4人以下の場合は任意加入でしたが、法人成りすると、社長1人の会社でも、社会保険（厚生年金・健康保険）への加入は強制となります。ただ、世帯の人数（扶養親族）や所有する不動産の状況によっては、社会保険加入により、保険料負担が下がるケースもありますので、事前に試算しておくといでしょう。
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 欠損金を10年間繰越できる。 法人で青色申告の場合、欠損金を10年間（平成30年4月以降開始事業年度より）繰越できます。（個人の場合の純損失は3年間の繰越。） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 赤字でも納付する税金（均等割）がある。 法人の場合、住民税の均等割は、会社が赤字であっても課税されます。最低7万円からで、事業所所在地、資本金の額、従業員数によって変わります。
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 退職金を損金とすることができる。 法人の場合、会社から役員に対して退職金の支払ができ、適正額であれば損金にできます。また、退職金の準備として生命保険に加入して、一部を経費としながら資金を積み立てることもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業の承継がスムーズに行える。 事業用資産や許認可について、法人の代表取締役の変更で、事業を承継することができます。

メリット

- ◆ **損害の賠償の範囲が限定できる。**
株式会社であれば、経営者が責任を負う損害は会社に出資した金額の範囲にとどまります。ただし、会社の借入金の保証人になっているケースは除きます。
- ◆ **対外的な信用力の向上。**
取引先が大企業である場合など、法人の方が信用力が増したり、法人であることが取引条件となっていることがあります。また、法人二会社組織としての人材募集の方が、採用をしやすいことも考えられます。

デメリット

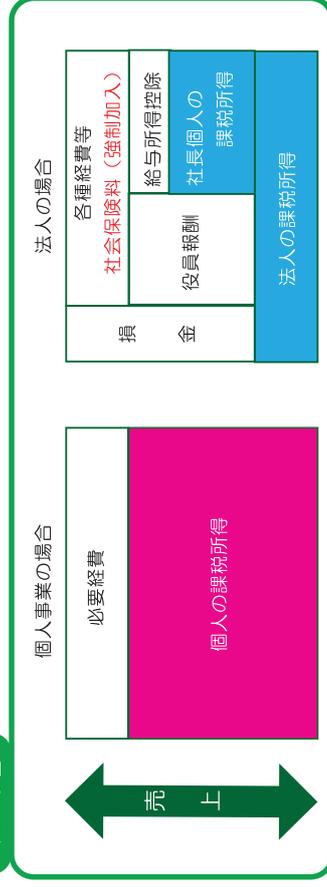
- ◆ **色んな手間や費用が増える。**
個人でも法人でも確定申告は必要ですが、申告の際に作成する書類が法人の方が多いため、手間や費用が増えると思われる。また、役員の任期満了や定款の内容の変更の際に登記が必要となり、管理の手間と費用が発生します。
- ◆ **その他、自動車保険料や固定電話料金、インターネット・ハンキング手数料など法人契約のほうが高く設定されているサービスも多いためです。**

個人および法人の税率については、以下の個人法人税率比較表を参考にしてください。

個人法人税率比較表（29年4月1日以後に開始する事業年度・福島県福島市の場合）

個人所得	個人税率	法人所得	法人実効税率（概算）
～195万円以下	15%	年400万円以下	22.8%
195万円超330万円以下	20%	年400万円超800万円以下	25.3%
330万円超695万円以下	30%	800万円超	37.6%
695万円超900万円以下	33%		
900万円超1800万円以下	43%		
1800万円超4000万円以下	50%		
4000万円超～	55%		

イメージ図



法人成りにはメリット・デメリットがありますので、十分に検討の上、すすめることをオススメします。当事務所では、法人化についての相談やシミュレーションを無料で受け付けております。また、アクシスグループでは会社設立登記から、法人税・所得税の税務申告、創業時の助成金等の申請や社会保険の手続き、各種経理代行・給与計算代行といったサービスのご提供、建設・医療・介護など開業時における行政手続き代行まで、トータルでのサポートを行っております。ぜひお気軽にご相談ください。

最強の節税術！

～〈企業型〉確定拠出年金～

確定拠出年金は、大企業では導入が進んでいますが、中小企業ではほとんど導入されていません。なぜなら、100人未満の会社については、金融機関側が採算が合わない等の理由により、積極的に案内をしていないからです。また、確定拠出年金の導入は、法的な義務ではありませんから、導入しなくても何ら問題は生じないことから、中小企業では検討すらされないという現状も要因の一つです。

しかし、実は確定拠出年金は、大企業だけでなく、中小企業こそ積極的に取り入れておきたい制度です。それは、そのメリットが従業員、会社ともに受けられるものであり、上手に活用できれば会社の社会保険料の節減につながることもあるからです。

会社のメリット

(1) 福利厚生制度として超優秀

確定拠出年金は、従業員の老後資金の積み立てを目的としていますので、福利厚生として非常に優れています。従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えることは、これからの人材難の時代において、必須の取り組みです。確定拠出年金は従業員満足度を向上させることに適している制度です。

(2) 大企業からの転職組の受け皿に

大企業から転職してくる人は、前職で確定拠出年金に加入しています。前職で掛けていた確定拠出年金は、転職先が確定拠出年金に加入していればそのまま移すことができます。自社に確定拠出年金があることは、大企業からの転職組に選ばれするための有利な条件の一つとなります。

(3) 求人票に確定拠出年金のある会社だとアピールできます

求人票に、「確定拠出年金制度に加入」と書けることは、たくさんある中小企業の求人票の中では目立ちます。求職者に「ちよっと他とは違う会社」という印象をもたせることが期待できます。

従業員のメリット

(1) 利息（運用益）に税金が掛かりません

確定拠出年金は、雑誌で「最強の節税術」と紹介されるように、税金面で非常に有利です。

例えば、銀行で定期預金、証券会社で投資信託の積み立てをすると、あらかじめ金融機関に所得税等を引かれて、利息（運用益）が支払われます。気が付かないうちに、利息（運用益）に20.315%の所得税等が課税され引かれているのです。

しかし、確定拠出年金を使って定期預金や投資信託の積み立てをすると、非課税となります。そのため、利息（運用益）から所得税等を引かれることがなく、引かれるはずだったお金もさらに積み立てていくことができます。

(2) 老後資金を、超効率的に積み立てできます

利息（運用益）が非課税になり、引かれるはずだったお金も積み立てられるということは、一見小さな差のように思いますが、生じた利息にさらに利息がつくという複利効果を考えると、運用期間が長ければ長いほど、非常に大きな違いとなります。

もしも、通常の定期預金や投資信託で、老後資金の積み立てをしているのであれば、これを確定拠出年金での積み立てに変更するだけで、利息（運用益）への20.315%の税金が掛からないため、圧倒的かつ効率的にお金を積み立てることができるようになります。

アクシスからのご提案

社会保険料をグッと減らせる

「選択制」確定拠出年金
給与制度を一部見直して、確定拠出年金を取り入れることで、次のような特徴を持った制度とすることができま

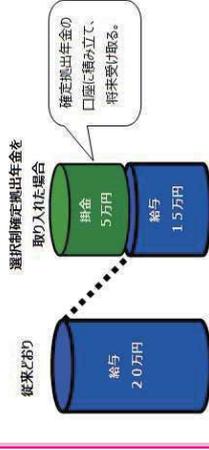
特徴1. 入りたい人だけが確定拠出年金に入る制度です

選択制確定拠出年金とは、確定拠出年金に「入る」「入らない」を、各従業員が選択できる制度です。会社の中で、確定拠出年金に入りたい人だけが加入しますので、入りたくない人がいても、全く問題ありません。

特徴2. 掛金を別で支払う必要がありません

それと、もう一つの特徴として、下図のように自分の給与の一部を掛金に振り返る仕組みとなっています。ですので、会社が給与とは別に掛金を支払う必要がありません。

例えば、20万円の給与の人は、給与として15万円を受け取り、残り5万円を掛金に当てるという方法をとります。この場合、掛金は、従業員にとって給与ではありません。そのため、掛金にまわして給与が下がった分、社会保険料・税金等が安くなります。



特徴3. 社会保険料と税金が削減できます

選択制確定拠出年金を取り入れると、図而言えば、給与が5万円減ります。社会保険料と税金は、給与に対して掛かりますので、給与が5万円減った分、社会保険料と税金を減らすことができます。特に、社会保険料は会社と従業員が折半で支払っていますので、従業員だけでなく、会社負担の社会保険料も節減できることになります。社会保険料は、給与の約15%ですので、毎月5万円を確定拠出年金にまわすと、5万円×15%=7,500円の社会保険料、年間になると、90,000円の節減が可能となります。

アクシスでは、中小企業に適した確定拠出年金の導入をサポートしております。

詳しくお話しを聞きたい、具体的にシミュレーションを希望する方は、アクシスまでご連絡ください。

ご不明な点がありましたら
社労士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119



社会保険労務士
榎葉 稔

社長!

残業のある会社は さぶるく 36協定が必要です

36協定は
残業の
許可証です

アクシスが
代わりに
お手続き
します!

事前に

労働基準監督
署に届け出

毎年1回

作成代行 **21,600円**

- ・特別条項付き、運送業、タクシー業など特殊な業種は 32,400 円
- ・複数事業所がある場合は、1事業所あたり 5,400 円追加

お申込先 社労士法人アクシス

電話またはメール、もしくは裏面の申込書を記載し、FAXにてお送りください。

住所 〒770-0051 徳島市北島田町 1 丁目 3 番地 3

電話番号 088-631-8119 担当 榎葉(かしば)

メール kashiba@m-staff.com



36協定について詳しくは、裏面をご覧ください

Q.

36 協定とは・・・何？



36 協定とは・・・

1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて従業員に働いてもらう場合は、会社と従業員の過半数代表者との間で 36 協定を締結し、労働基準監督署へ届け出なければなりません。

労働基準法第 36 条で規定されていることから「36 協定」と呼ばれています。

36 協定が無い場合・・・

- (1) 36 協定が無いままで残業・休日労働させることは、労働基準法に違反します。
- (2) ハローワークに求人票を出す際、36 協定が無いと受理されないことがあります。

1 つでも当てはまる会社様は、すぐに 36 協定の届け出をしてください

- 1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて働いてもらうことがある。★
- 過去に 36 協定を届け出して 1 年以上経っている。
※ 36 協定の有効期限は 1 年。更新手続きが必要。
- 複数の事業場があるが、本社でまとめて出している。
※ 36 協定は場所ごとに作成し、届け出が必要。



お申込みは、下記をご記入の上、FAX またはメールにてお送りください。お申込み後、ヒアリングシートをお送りさせていただきます。



088-632-6543



kashiba@m-staff.com (担当 榎葉)

貴社名				担当者名				
TEL	FAX				メール			
ご所在地	〒				業種			
<input type="checkbox"/> 36 協定の作成代行 に申し込む								従業員数を教えてください 役員 名 正社員 名 パート 名 バイト 名
<input type="checkbox"/> 社労士顧問契約のお見積もり を希望する →								

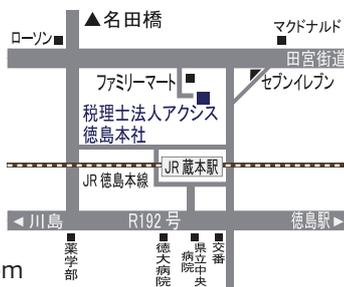
社会保険労務士法人アクシス

- 税理士法人アクシス
- 行政書士法人アクシス
- 株式会社マネジメント・スタッフ
- 有限会社エムエスサービス
- 株式会社徳島経理代行センター

住 所 〒770-0051 徳島市北島田町 1 丁目 3 番地 3

電話番号 088-631-8119 メール kashiba@m-staff.com

FAX 088-632-6543 ホームページ <http://www.m-staff.com>



社労士法人アクシス

検索

平成30年分の「扶養控除等申告書」(マル扶)の記載が変更となっています

配偶者控除や配偶者特別控除の改正に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。

この変更により、平成30年の扶養控除等申告書(マル扶)の項目も変わります。

「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲

給与を支給する際に徴収する源泉所得税を計算するときに、「扶養親族等の数」を用います。この「扶養親族等の数」を求める際、1人として加算する配偶者の範囲が次のとおりとなります。

○1人として扶養親族等の数に加算する配偶者の範囲

【改正前】～平成29年分		【改正後】平成30年～
控除対象配偶者に該当	→	源泉控除対象配偶者 に該当
〃 が障害者に該当	→	同一生計配偶者 が障害者に該当

この場合における控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者それぞれの要件は下表のとおりです。

【改正前】控除対象配偶者	【改正後】源泉控除対象配偶者
配偶者の合計所得金額が38万円以下 (申告者本人の所得制限なし)	<ul style="list-style-type: none"> 申告者本人の合計所得金額が900万円以下 <small>(給与所得のみ1,120万以下)</small> かつ 配偶者の合計所得金額が85万円以下 <small>(給与所得のみ150万以下)</small>
	【改正後】同一生計配偶者
	配偶者の合計所得金額が38万円以下 (申告者本人の所得制限なし)

マル扶の記載項目の変更

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日	年 月 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号			
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)			

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者がいないことを申告する場合は「はい」を記入してください。

区分等	(フリガナ)氏名	生年月日	所得の見積額 (前2411円未満)	特定扶養親族 非居住者	生計を一にする配偶者	居所	異動月日及び事由 (平成30年中に異動があった場合に記入してください。以下略。)
源泉控除対象配偶者(注1)		明・大 昭・平					

「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載します。
※「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者(合計所得金額(見積額)が900万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者で合計所得金額が85万円以下の人をいいます。